

佐賀県規則第10号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)			1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)		
	(1)～(3) 略	略	略		(1)～(3) 略	略	略
	<u>(4) エックス線光電子分光分析</u>	//	<u>6,840円</u>		<u>(4)～(20) 略</u>	略	略
	<u>(5)～(21) 略</u>	略	略		<u>(21) ボーンチャイナ製食器の耐アルカリ性試験（業務用）</u>	//	<u>7,800円</u>
					<u>(22) ボーンチャイナ製食器の耐アルカリ性試験（家庭用）</u>	//	<u>11,000円</u>
	<u>(22)～(40) 略</u>	略	略		<u>(23)～(41) 略</u>	略	略
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)・(2) 略	略	略		(1)・(2) 略	略	略
	<u>(3) 醤油製品に係る一般成分分析</u>	//	<u>1,000円</u>				
	<u>(4) 醤油製品に係る特殊成分分析</u>	//	<u>4,400円</u>		<u>(3)～(10) 略</u>	略	略
<u>(5)～(12) 略</u>	略	略					

改正前				改正後			
	(13) 蛍光エックス線分析	〃	5,620円		(11) 蛍光エックス線分析	〃	5,600円
	(14) 略	略	略		(12) 略	略	略
	(15)～(32) 略	略	略		(13) 残留応力測定	1件	2,700円 (1件は 1試料測 定点5点 までとし、 5点を超 えるごと に2,100 円を加算 する。)
	(33) 塩水噴霧試験	〃	2,420円 (1件は 24時間ま でとし、 24時間を 超えるごと に2,420 円を加算 する。)		(14)～(31) 略	略	略
	(34)～(42) 略	略	略		(32) 塩水噴霧試験	〃	2,400円 (1件は 24時間ま でとし、 24時間を 超えるごと に2,400 円を加算 する。)
2・3	略			2・3	略		
4 試料調	(窯業関係) ウォータージェット切断機による	略	略	4 試料調	(窯業関係) (1) ウォータージェット切断機に	略	略

改正前				改正後			
製及び試作加工	加工			製及び試作加工	よる加工		
	(工業関係)				(2) 3Dプリンターによる造形物に対するワックス含浸加工	//	1,400円
	(1) 略	略	略		(3) 3軸制御モデリングマシンによる加工	1時間	4,600円
	(2) 切断加工による試料調製	//	2,900円		(4) 3軸制御大型モデリングマシンによる加工	//	5,800円
	(3) 略	略	略		(工業関係)		
	(4) 研磨加工による試料調製	//	2,200円		(1) 略	略	略
(5)~(8) 略	略	略	(2) 切断加工による試料調製	//	3,000円		
5 略				5 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)			設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(1)~(21) 略 (工業関係)	略	略		(1)~(21) 略 (工業関係)	略	略
	(1)~(13) 略	略	略		(1)~(13) 略	略	略
	(14) マイクロプレートリーダー	//	2,260円		(14) マイクロプレートリーダー	//	2,200円
	(15)~(41) 略	略	略		(15)~(41) 略	略	略

改正前				改正後			
	(42) 遠心濃縮装置	〃	1,400円		(42) 遠心濃縮装置	〃	1,500円
	(43)～(47) 略	略	略		(43)～(47) 略	略	略
	(48)～(77) 略	略	略		(48) 残留応力測定装置	〃	1,800円
	(49)～(78) 略	略	略		(49)～(78) 略	略	略
	2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)				2 試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(1) 原料調製機				(1) 原料調製機		
	ア～シ 略	略	略		ア～シ 略	略	略
	ス アクマイザー	〃	450円		ス 略	略	略
	セ 略	略	略		セ～タ 略	略	略
	ソ 強制練りミキサー	〃	480円		(2) 成形・加工機		
	タ～ツ 略	略	略		ア～ナ 略	略	略
	(2) 成形・加工機				ニ 粉末固着式3Dプリンター ー (モノクロ)	1件	3,400円 (使用材 料は10グ ラムまで とし、10 グラムを 超えるご とに260 円を加算 する。)
	ア～ナ 略	略	略				
	ニ 粉末固着式3Dプリンター ー (モノクロ)	1件	1,700円 (使用材 料は100 グラムま でとし、 10グラム 増すごと に250円 を加算す る。)				
	ヌ 粉末固着式3Dプリンター ー (フルカラー)	〃	2,600円 (使用材				

改正前				改正後			
		<p>ネ インクジェット式3Dプリンター（硬質材料）</p>	<p>略</p> <p>料は100グラムまでとし、10グラム増すごとに300円を加算する。)</p> <p>4,600円（使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、硬質材料は10グラム増すごとに470円、サポート材は10グラム増すごとに440円を加算する。)</p>			<p>ヌ インクジェット式3Dプリンター（硬質材料）</p>	<p>略</p> <p>4,600円（使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、硬質材料は10グラムを<u>超える</u>ごとに470円、サポート材は10グラムを<u>超える</u>ごとに440円を加算する。)</p>

改正前				改正後			
	<p>㇏ インクジェット式3Dプリンター (ゴム系材料)</p>	略	<p>5,100円 (使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、ゴム系材料は10グラム増すごとに810円、サポート材は10グラム増すごとに440円を加算する。)</p>		<p>㇎ インクジェット式3Dプリンター (ゴム系材料)</p>	略	<p>5,100円 (使用材料は10グラムまでとし、材料を追加する場合は、ゴム系材料は10グラムを超えるごとに810円、サポート材は10グラムを超えるごとに440円を加算する。)</p>
	<p>㇐ 3軸制御モデリングマシン</p>	略	<p><u>3,570円</u></p>		<p>㇏ 3軸制御モデリングマシン</p>	略	<p><u>3,100円</u></p>
	<p>㇑ 3軸制御大型モデリングマシン</p>	略	<p><u>4,700円</u></p>		<p>㇐ 3軸制御大型モデリングマシン</p>	略	<p><u>4,400円</u></p>
	<p>㇒~㇔ 略</p>	略	略		<p>㇑~㇓ 略</p>	略	略
	<p>(3) 略 (工業関係)</p>	略	略		<p>(3) 略 (工業関係)</p>	略	略

改正前				改正後			
	(1)～(10) 略	略	略		(1)～(10) 略	略	略
	(11) 半自動溶接機	〃	<u>780円</u>		(11) 半自動溶接機	〃	<u>790円</u>
	(12) <u>イナートガス溶接機</u>	〃	略		(12) <u>T I G溶接機</u>	〃	略
	(13)・(14) 略	略	略		(13)・(14) 略	略	略
	(15) <u>ファインカット切断機</u>	〃	<u>2,100円</u>		(15) <u>金属材料切断機</u>	〃	<u>2,200円</u>
	(16) <u>研磨装置</u>	〃	<u>3,170円</u>		(16) <u>自動研磨機</u>	〃	<u>2,800円</u>
	(17)～(22) 略	略	略		(17)～(22) 略	略	略
	(23) <u>旋盤</u>	〃	<u>920円</u>				
	(24)～(26) 略	略	略		(23)～(25) 略	略	略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。